



2022年11月14日

各位

会社名 株式会社ヒューマンクリエイション
ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 富永邦昭
(コード番号: 7361 東証グロース)
問合せ先 取締役 河邊貴善
管理本部長
(TEL. 03-5157-4100)

特定の株主からの自己株式取得及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月15日開催予定の第6期定時株主総会（以下、本定時株主総会）に、「特定の株主からの自己株式取得の件」を付議することを決議いたしましたため下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を含む）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役（社外監査役を含む）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止および信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、2022年11月14日に開催された取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役退職慰労金制度の廃止および譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年12月15日開催予定の第6期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました（以下、「本株式報酬制度」という。）。

本株式報酬制度により発行される新株予約権の行使に伴う希薄化を防ぐ観点から、今般、株式会社リサ・パートナーズ（以下、「リサ」という。）が保有する当社株式の一部買い受けを打診し、リサと協議の結果、当社の中長期的な業績拡大に資する施策である旨ご評価いただき、自己株式の取得を行うことへの合意に至りました（以下、「本自己株式取得」という。）。

なお、本自己株式取得は、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしたく存じます。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	100,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 5.80%)
(3) 株式の取得価額の総額	300,000,000円(上限)
(4) 株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法	本定時株主総会開催日前日である2022年12月14日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の最終価格(但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格)。
(5) 取得期間	2022年12月16日～2023年3月31日
(6) 取得先	株式会社リサ・パートナーズ

3. 取得先の概要

(1) 商号	株式会社リサ・パートナーズ
(2) 所在地	東京都港区港南 2-15-3
(3) 代表者	代表取締役 石館 幸治
(4) 事業内容	企業投資事業、債権投資事業、ファイナンス事業、不動産事業、ファンド運営をはじめとする各種アドバイザー事業
(5) 当社との関係	当社の主要株主であり、同社の従業員1名が当社役員を兼任しております。

また、本件取引を実行した場合、同社は当社の主要株主に該当しないこととなる見込みです。

当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）および総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2022年9月30日)	1,787 個 (178,748 株)	10.37%	第1位
異動後	787 個 (78,748 株)	4.85%	第3位

(注)

1. 異動前および異動後の総株主の議決権に対する割合は、2022年9月30日現在の発行済株式総数1,926,550株から議決権を有しない株式数302,553株を控除した議決権の数16,220個に基づき算出しております。
2. 総株主の議決権に対する割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。
3. 異動後の大株主順位につきましては、2022年9月30日現在の株主名簿をもとに想定した順位を記載しております。

4. その他

- (1) 上記により取得する自己株式の処分の方針は、2022年11月14日開催の取締役会で承認された当社の取締役及び当社の監査役に対する「譲渡制限付株式報酬制度の導入」の交付に充当することを予定しております。また、その他の自己株式の処分の方針は現時点では決定しておりません。今後、自己株式の処分の方針が決定し、開示すべき事項が発生した場合には、改めて開示いたします。
- (2) 本自己株式の取得にあたって株式1株と引換えに交付する金銭等の額は、前記2.取得に係る事項の内容(4)に記載のとおり、会社法第161条および会社法施行規則第30条により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様には、会社法第160条第2項および第3項による売主追加議案の請求権は生じません。

以上

(参考) 2022年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	1,723,997 株
自己株式数	202,553 株